

# 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、 特定不妊治療費助成制度の助成要件が緩和されました

## ①年齢要件

○治療開始時の妻の年齢について

対象 S52年4月1日～S53年3月31日生まれの方

43歳未満 から 44歳未満 に緩和

○助成回数に関する妻の年齢について

対象 S55年4月1日～S56年3月31日生まれの方

出産につき初めて受けた助成の治療開始時の妻の年齢が

40歳未満 から 41歳未満 に緩和

## ②所得要件

○本年（R2年）の推定所得を使用できます

R1年の夫婦合算所得が730万円を超過している場合で、本年の推定所得が730万円未満の場合は、本年所得を適用することで助成の対象となります。

○H30年所得を使用できます

R1年の夫婦合算所得が730万円を超過している場合で、H30年所得が730万円未満の場合は、H30年所得を適用することで助成の対象となります。

## 必要書類

○本年（R2年）の推定所得を使用する場合

必要書類は申請される方により異なりますので、直接お電話にてご相談ください。

○H30年所得を使用する場合

夫婦それぞれのH30年及びR1年の「所得金額」と「所得控除の内訳」が記載された証明書（【例】所得証明書等）

## お問い合わせ

○金沢市以外の市町にお住まいの方

石川県健康福祉部少子化対策監室 TEL:076-225-1424

○金沢市にお住まいの方

金沢市保健局健康政策課 TEL:076-220-2233

